最終更新日：2017年7月7日
九州電力株式会社
代表取締役社長　瓜生　道明
問合せ先：092－761－3031
証券コード：9508
http://www.kyuden.co.jp/ir_index.html

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

- 当社は、「九州電力の思い」のもと、長期的な視点で社会的に有意義な事業活動を行っていくことが、全てのステークホルダーにとっての価値を持続的に生み出していくことになると考えております。
- こうした事業活動を適切に遂行していくため、経営上の重要な課題として、コーポレート・ガバナンスの体制構築・強化に努めております。
  具体的には、取締役会と監査役会を設置するガバナンスを基本として、独立性の高い社外取締役を選任し、経営に対する監督機能の強化を図るとともに、監査役と内部監査組織が連携し、監査の実効性を高めております。また、取締役と執行役員による監督と執行の役割の明確化や、コンプライアンス経営の徹底などに取り組むとともに、「会社業務の適正を確保するための体制の整備について(内部統制の基本方針)」を定め、継続的な体制の充実に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を全て実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則１－４ いわゆる政策保有株式】

o 政策保有に関する方針
- 当社は、安定的な資機材等の調達や地域振興等への貢献など事業戦略や地域共生などの関係を総合的に勘案し、企業価値の中長期的な維持向上に寄与するかという視点に立ち、政策保有株式を保有しております。

o 政策保有のねらい・合理性
- 当社は、政策保有株式の中長期的な経済合理性や将来の見通し等を検証し、その保有のねらい・合理性について取締役会で毎年度確認しております。

o 政策保有株式の議決権行使の基準
- 当社は、議決権行使にあたっては、定型的な基準や短期的な業績による画一的な判断を行わず、保有先企業の経営方針や戦略、理念等を十分に尊重したうえで、保有先企業の中長期的な企業価値向上の観点や当社の企業価値向上への繋がりを総合的に勘案して、個別議案毎に判断しております。
  また、個別議案の検討に際しては、必要に応じ保有先企業と企業価値の成長・向上を促す観点から対話を行い、経営上の問題やリスク等の共有を図ったうえで、賛否を判断しております。

【原則１－７ 関連当事者間の取引】
- 当社は、当社取締役が子会社等（完全子会社を除く）の代表取締役等を兼務し、取引の相手方となって当社と取引をする場合など、取締役の競業取引や利益相反取引については、取引内容を示して事前に取締役会の承認を受けるとともに、取引の結果についても取締役会へ報告しております。
- また、当社の総議決権の10分の１以上を実質的に保有する主要株主等との取引についても、上記と同様の手続きをとることとしております。

【原則３－１ 情報開示の充実】

(i)会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
- 当社は、平成19年４月に「ずっと先まで、明るくしたい。」をブランドメッセージとする「九州電力の思い」を制定しました。
  詳細は当社ホームページ上で公開しております。
  （九州電力の思い）
  http://www.kyuden.co.jp/company_mission_index.html
- また、平成27年４月に策定した「九州電力グループ中期経営方針〔平成27～31年度〕」についても、当社ホームページ上で公開しております。
  （九州電力グループ中期経営方針）
  http://www.kyuden.co.jp/ir_middleterm_management_vision.html

(ii)本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
- 当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方については、本報告書「Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報　１．基本的な考え方」の欄をご参照ください。

(iii)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
- 当社は、取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針を、本報告書「Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 １．機関構成・組織運営等に係る事項 【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」の欄に示しております。

(iv)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
- 当社は、役員候補者については、本人の人格・識見及び経歴などを総合的に勘案し、社外取締役及び社外監査役が出席する取締役会において審議の上、決定しております。なお、監査役候補者については、監査役会から事前に同意を得ております。
- また、役員候補者の決定にあたっては、取締役会に先立ち、透明性・客観性を高めることを目的として設置した、社外取締役を委員長とする人事等検討委員会を開催し、社外取締役の適切な関与・助言を得ております。

(v)取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
- 当社は、本年6月の株主総会にて選任された取締役・監査役については、本人の人格・識見及び経歴などを総合的に勘案のうえ決定しており、個々の選任・指名理由については株主総会参考書類に開示しております。

【補充原則4－1(1) 経営陣に対する委任の範囲の明確化】
- 当社の取締役会は、法令及び定款に定められた事項のほか、会社の業務執行の決定並びに取締役の職務執行状況の監督を行っております。
- 社長は取締役会の決議に従い会社の業務を執行し、執行役員は社長の統括の下に、会社から委任された範囲内で業務を執行しております。
- 執行を担う取締役、執行役員及び理事等の具体的な業務委嘱・担当業務については、取締役会において決定しており、その概要は有価証券報告書及び当社ホームページのプレスリリースにて開示しております。
（取締役の業務委嘱等について）
http://www.kyuden.co.jp/press_h170428b-1.html

【原則4－9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
- 当社は、会社法に定める社外取締役の要件及び当社が上場する金融商品取引所が定める独立性基準に基づき、独自に社外役員の独立性判断基準を設け、社外役員を選任しております。
- 当社の社外役員の独立性判断基準は、当社ホームページ上で公開しております。
（九州電力 社外役員の独立性判断基準）
http://www.kyuden.co.jp/var/rev0/0062/9496/outside-officer151130.pdf

【補充原則4－11(1) 取締役会全体の知識・経験等のバランス、多様性及び規模に関する考え方の提示】
- 当社の取締役会は、審議の活性化と監督機能の強化の観点から、定款において17名以内の取締役で構成することと定めております。
- このなかで、社内から登用する取締役については専門分野や経歴の異なる人物を、社外取締役については企業経営や専門分野等における豊富な経験と識見を備え、独立性判断基準を充たす人物を指名しており、取締役会全体として多様性と適正規模を両立させるよう配慮しております。

【補充原則4－11(2) 取締役・監査役の兼任状況の開示】
- 当社取締役・監査役の他の上場会社役員の兼任状況（本報告書提出日現在）は以下のとおりであります。
- なお、兼任に当たっては、当社の経営及び業務執行に支障のない範囲であることを確認しております。

（対象役員）
貫正義
九州旅客鉄道株式会社 取締役
瓜生道明
株式会社西日本シティ銀行 取締役監査等委員
佐藤尚文
株式会社RKB毎日ホールディングス 取締役
西日本鉄道株式会社 取締役監査等委員
伊﨑数博
日本タングステン株式会社 取締役
佐々木有三
株式会社富士ピー・エス 取締役
株式会社九電工 監査役
山﨑尚
株式会社正興電機製作所 取締役
渡辺顯好
株式会社九電工 取締役
古賀和孝
マックスバリュ九州株式会社 監査役

【補充原則4－11(3) 取締役会全体の実効性についての分析・評価】
- 当社は、主に以下の内容について、取締役及び監査役へのアンケート、インタビューを実施し、その結果については、取締役会へ報告し、討議しました。
（1）取締役会の機能・構成について
  - 意思決定プロセスの適正性
  - 経営戦略・方針の策定と社内外への明示
  - 業務執行の監督の適正性
  - 構成（多様性、規模）の適正性
（2）取締役会の運営について
  - 決議・報告事項の判別、審議項目の適正性
  - 資料、説明のわかりやすさ
  - 開催頻度、審議時間配分の適正性
- 取締役会は、取締役会における重要事項の意思決定及び業務執行の監督が適切に行われており、活発で質の高い審議を目指した会議運営を行っていると評価しました。
- 今後とも、取締役会の実効性をより高めていくため、更なる改善に努めてまいります。

【補充原則4－14(2) 取締役・監査役に対するトレーニング方針の開示】
- 当社は、取締役・監査役が新たに就任する際は、新任役員法務セミナーを実施し、就任後も取締役・監査役に求められる役割と責務を十分に理解する機会として、継続的に報道対応研修や社外の各種セミナー等の受講機会を提供しております。
上記に加えて、社外役員については、適宜、会社概要、経営状況等に関する説明や、重要な施設の見学を実施しております。

【原則5－1 株主との建設的対話に関する方針】
- 当社は、株主との建設的な対話の促進のため、社員一人ひとりによる情報公開の推進を定めた全社指針「九州電力情報公開の心構え」を作成するとともに、IR活動においては、透明性の高い情報開示や双方向コミュニケーションの重視等を定めた全社指針「IR基本方針」を作成しております。「IR基本方針」は、当社ホームページ上で公開しております。

（IR基本方針）
http://www.kyuden.co.jp/ir_policy.html

- また、株主との建設的な対話を促進するための方針及びIR活動の詳細については、本報告書「III　株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況　2. IRに関する活動状況」の欄をご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
明治安田生命保険相互会社	22,882,400	4.83
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	21,070,100	4.44
日本生命保険相互会社	14,763,348	3.11
高知信用金庫	13,082,100	2.76
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	12,109,715	2.55
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	11,517,700	2.43
九栄会	10,490,192	2.21
株式会社みずほ銀行	9,669,678	2.04
株式会社福岡銀行	8,669,723	1.83
株式会社三井住友銀行	8,474,033	1.79

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、福岡 既存市場
決算期	3 月
業種	電気・ガス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	17 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数 更新	15 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
渡辺 顯好	他の会社の出身者											
菊川 律子	学者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
渡辺 顯好	○	株式会社九電工社外取締役	長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と識見を有しており、当社社外取締役として相応しい人格・識見及び経歴を兼ね備え、当社事業に対し客観的な視点から有益なご意見をいただけ、かつ、その監督機能を発揮していただける最適な人材であると判断しております。
菊川 律子	○	放送大学学園特任教授福岡学習センター所長	主として教育分野など長年にわたる国及び地方行政での豊富な経験と識見を有しており、当社社外取締役として相応しい人格・識見及び経歴を兼ね備え、当社事業に対し客観的な視点から有益なご意見をいただけ、かつ、その監督機能を発揮していただける最適な人材であると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	人事等検討委員会	4	0	2	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬検討委員会	6	0	3	2	0	1	社外取締役

補足説明

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	6 名
監査役の人数	6 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役と会計監査人である有限責任監査法人トーマツとの間で、年9回の定期的な会合を開き、監査計画の聴取、期中における監査への立会い、期末の監査への立会い、期末の監査実施結果の聴取、「会計監査人の職務の遂行に関する事項」の通知の受領などを行うとともに、随時意見交換を行い、緊密な連携を図っております。
監査役と内部監査組織(送配電カンパニー監査室、経営監査室、原子力監査室)とは、監査計画の立案及び監査結果の報告などの面において、互いに緊密な連携をとり、監査機能の充実に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
古荘　文子	他の会社の出身者													
井上　雄介	他の会社の出身者													
古賀　和孝	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
古荘　文子	○	古荘土地有限会社代表取締役	長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と識見を有しており、当社社外監査役として相応しい人格・識見及び経歴を兼ね備え、当社事業に対し客観的な視点から有益なご意見をいただけ、かつ、その監査・監督機能を発揮していただける最適な人材であると判断しております。
井上　雄介	○	九州債権回収株式会社代表取締役会長	長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と識見を有しており、当社社外監査役として相応しい人格・識見及び経歴を兼ね備え、当社事業に対し客観的な視点から有益なご意見をいただけ、かつ、その監査・監督機能を発揮していただける最適な人材であると判断しております。
古賀　和孝	○	弁護士（古賀・花島法律事務所） マックスバリュ九州株式会社社外監査役	長年にわたる弁護士としての豊富な経験と識見を有しており、当社社外監査役として相応しい人格・識見及び経歴を兼ね備え、当社事業に対し客観的な視点から有益なご意見をいただけ、かつ、その監査・監督機能を発揮していただける最適な人材であると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外取締役及び社外監査役を全て独立役員に指定しております。
独立役員との電力取引については、一般消費者及び法人等としての通常の取引であり、独立役員の独立性には影響しないため、記載しておりません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の賞与について、業績に対する責任を明確化し、業績向上へのインセンティブを付与するため、限度額の範囲内で、会社業績に連動させて支給することとしております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

当事業年度に係る取締役及び監査役報酬等の額
　取締役15名　414百万円
　監査役　9名　105百万円
（注）1 上記のうち、社外役員（社外取締役及び社外監査役）7名に対する報酬等の額は38百万円であります。
　　2 当事業年度に係る取締役賞与については、支給しないことといたしました。
　　3 上記の取締役及び監査役の員数には、平成28年6月28日開催の第92回定時株主総会の終結の時をもって退任した
　　取締役1名及び監査役2名、並びに辞任した監査役1名が含まれております。
　　4 株主総会決議による月例報酬限度額は次のとおりであります。
　　取締役　月額60百万円以内
　　監査役　月額14百万円以内
　　5 株主総会決議による取締役賞与限度額は、年額140百万円以内であります。

　　連結報酬等の総額が1億円以上である者がいないため、個別開示しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等の額の決定に関する方針
　報酬については、当社経営環境、上場会社を中心とした他企業の報酬水準及び当社従業員の処遇水準等を勘案の上、当社役員に求められる能力及び責任に見合った水準としております。
　具体的には、月例報酬及び賞与で構成し、客観性、透明性を確保する観点から、社外取締役を委員長とする報酬検討委員会での審議を踏まえ、取締役会及び監査役会で決定することとしております。
　なお、取締役の賞与については、業績に対する責任を明確化し、業績向上へのインセンティブを付与するため、限度額の範囲内で、会社業績に連動させて支給することとしております。

月例報酬限度額（総額）
　取締役　月額60百万円以内
　※平成19年6月の定時株主総会において承認
　監査役　月額14百万円以内
　※平成18年6月の定時株主総会において承認
賞与限度額（総額）
　取締役　年額140百万円以内
　※平成19年6月の定時株主総会において承認
　監査役　（賞与支給なし）
（注）社外取締役は月例報酬のみであります。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

　社外取締役については、秘書を配置し、社内各部門との連絡・調整を行っております。社外監査役についても、監査役室を設置し、必要事項の連絡、調整、報告を行っております。
　また、取締役会及び監査役会の開催にあたっては、原則として事前に資料を配付するとともに、必要に応じ、主管本部が事前の説明を実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

　取締役会は、原則として毎月1回、また必要に応じて随時開催し、企業経営の重要事項の決定並びに執行状況の監督を行っております（平成28年度20回開催）。
　また、社長、副社長、執行役員で構成する経営会議を設置し、取締役会決定事項のうち予め協議を必要とする事項や、執行上の重要な意思決定に関する協議を行っております（平成28年度43回開催）。さらに、各本部や支社等に執行役員を配置し、迅速な意思決定と効率的な業務執行を行っております。
　社外取締役は2名（うち女性1名）であり、その経験や識見に基づき、取締役会において適宜発言しているほか、経営会議など取締役会以外の場においても、経営課題全般について適宜発言しております。
　監査役は6名であり、1名が当社の経理部長を経験するなど財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査役、また3名が社外監査役（うち女性1名）であります。
　監査役は、取締役会などの重要な会議への出席、各本部・連結子会社等へのヒアリング及び事業所実査などを通じて、取締役及び執行役員の職務執行全般に関する監査を行っております。
　監査役会は、原則として毎月1回、また必要に応じて随時開催し、法令、定款に定める監査に関する重要な事項について、報告を受け、協議や決議を行っております（平成28年度14回開催）。
　また、監査役の職務を補助するため、専任の組織として、監査役室（人員12名）を設置しております。
　なお、監査役室に所属する従業員の人事に関する事項につきましては、監査役と事前に協議を行うなど、スタッフの独立性の確保を図っております。
　当社の会計監査業務を執行した公認会計士は本野正紀、野澤啓、宮嵜健の3名であり、有限責任監査法人トーマツに所属しております。
　当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士10名、その他19名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

　当社は、「九州電力の思い」のもと、長期的な視点で社会的に有意義な事業活動を行っていくことが、全てのステークホルダーにとっての価値を持続的に生み出していくことになると考えております。
　こうした事業活動を適切に遂行していくため、経営上の重要な課題として、コーポレート・ガバナンスの体制構築・強化に努めております。 具体的には、取締役会と監査役会を設置するガバナンスを基本として、独立性の高い社外取締役を選任し、経営に対する監督機能の強化を図るとともに、監査役と内部監査組織が連携し、監査の実効性を高めております。また、取締役と執行役員による監督と執行の役割の明確化や、コンプラ

イアンス経営の徹底などに取り組むとともに、「会社業務の適正を確保するための体制の整備について（内部統制の基本方針）」を定め、継続的な体制の充実に努めております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の約3週間前に発送しております（平成29年実績：6月7日発送[株主総会開催日は6月28日]）。 また、株主総会招集通知については、発送前に当社ホームページ及びTDnetに掲載しております（平成29年実績：5月31日掲載）。
集中日を回避した株主総会の設定	第93回定時株主総会は、平成29年6月28日に開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	当社指定の議決権行使専用ウェブサイトの利用による議決権行使も可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	平成19年より、株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームの利用による議決権行使も可能としております。
その他	当社ホームページに株主総会招集通知、決議通知及び開催概要等を掲載しております。 EDINETに議決権行使結果に関する臨時報告書を掲載し、同内容を当社ホームページにも掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	社員一人ひとりによる情報公開の推進を定めた全社指針「九州電力情報公開の心構え」を作成しております。 また、IR活動においては、透明性の高い情報開示や双方向コミュニケーションの重視等を定めた全社指針「IR基本方針」を作成しております。 なお、「IR基本方針」は当社ホームページ上で公開しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算（年度・第2四半期）発表後及び経営方針等の発表後に説明会を開催し、IR担当役員等が経営の状況を説明しております。 また、IR担当役員等やIR専任グループの長による個別面談を随時実施しております。 （IR担当役員等とは、社長および社長が指名した役員を指します）	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	IR担当役員等が海外機関投資家と定期的に個別面談を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	URL: http://www.kyuden.co.jp/ir_index.html 社長メッセージや経営方針、財務・業績情報、株式・社債情報、各種IR資料などを掲載しております。 また、海外投資家向けに英文による情報開示も積極的に実施しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	コーポレート戦略部門にIR専任グループを設置するとともに、財務・法務部門など関係部門にIR兼任者を配置し、社内連携を図っております。	
その他	＜株主・機関投資家との建設的な対話促進に向けたその他の取り組み＞ ・説明会、個別面談以外のIR活動（スモールミーティング、施設見学会等）についても積極的に実施しております。 ・当社からの情報開示だけでなく、ホームページ上の「IRお問い合わせ」ページにて、IRに関する質問・意見を幅広く受け付けるなど、株主・投資家との双方向のコミュニケーションを実施しております。 ・IR活動で得られた意見・要望は経営層にフィードバックするとともに、業務運営に適切に反映させております。 ・インサイダー情報については業務上必要な場合を除き他の役職員及び社外の者への伝達を禁じる旨社内規程に定め、厳重に管理しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	平成19年4月に制定した「九州電力の思い」、及び平成18年7月に制定し、平成28年6月に改正した「九州電力グループCSR憲章」において、ステークホルダーに対する基本的な考え方を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	平成17年6月からCSR担当役員を任命し、同年7月に経営幹部で構成する「CSR推進会議」を設置しております。 当社におけるCSRの重点項目として、「お客さま満足の創造」「安全・安心の追求」「環境にやさしい企業活動」「誠実で公正な事業運営」「社会との真摯なコミュニケーション」「地域・社会との共生」「人権尊重・働きがいのある職場づくり」の7つを中心に、様々な活動に取り組んでおります。 さらに、平成28年4月から開始された電力小売の全面自由化等の経営環境の変化等を踏まえ、「お客さま満足の創造」を重点項目として新たに掲げ、取組みを充実させてまいります。 各年度の取組みについては、「九州電力CSR報告書」(平成18年～) や「九州電力環境アクションレポート」(平成8年～)を毎年発行し、情報開示を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	平成11年4月に「九州電力情報公開の心構え」を制定しているほか、平成18年7月には「九州電力グループ行動憲章」(平成28年6月に「九州電力グループCSR憲章」に改正) や「IR基本方針」も制定し、積極的な情報開示や社会との対話を行うことを記載しております。
その他	当社では、性別や年齢差、階層等に関わらず「一人ひとりが能力を最大限に発揮し新しい企業価値を創造する組織風土の醸成」「多様な人材が働きやすく、成長・働きがいを感じる、明るく前向きな職場環境づくり」を目的として、「ダイバーシティ推進グループ」を設置し様々な取組みを展開しております。 その中で、意識・組織風土改革、人材開発、働きがいと成長の追及の3つの項目について重点的に取り組んでおり、特に女性の活躍推進に向けては、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」に基づき、H28年3月に行動計画を策定し、社内イントラネットでの情報発信(社長メッセージ等)、女性社員のネットワーク構築及び意識改革に向けた各種懇談会、女性のキャリアアップ支援、結婚後や育児中も働き続けられる環境の充実等、これまで以上に推進しております。 なお、役員候補者については、男女の区別なく、本人の人格・識見及び経歴などを総合的に勘案し、決定しており、社外取締役1名及び社外監査役1名が女性です。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

□基本的な考え方

会社業務の適正を確保する体制の整備について、取締役や従業員の法令等への適合など7項目からなる内部統制の基本方針を定めております。

1 取締役の職務執行の法令等への適合を確保するための体制
- 取締役会による経営上重要な事項の審議・決定、取締役及び執行役員の職務執行の監督
- 取締役、執行役員及び従業員がコンプライアンスを推進する仕組み
  特に、託送業務における公平・中立の確保の徹底
- 反社会的勢力からの不当要求に対する関係の遮断
- 取締役及び執行役員の職務執行に対する監査役の勧告・助言の尊重

2 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する体制
- 情報の適正な保存・管理体制と情報セキュリティの確保

3 リスク管理に関する体制
- 経営における重要リスク、個別案件のリスク等への適切な対応
- 複数部門に関わるリスク及び顕在化のおそれがある重大なリスクについて、関連部門等による情報共有及び対応体制の明確化、適切な対処
- 原子力に関するリスク低減の継続的な推進
- 非常災害や社会的信用を失墜させる事態、その他会社経営、社会へ重大な影響を与える事象に対する危機管理体制

4 取締役の職務執行の効率性を確保するための体制
- 適正かつ効率的な業務執行体制及び責任と権限の明確化

5 従業員の職務執行の法令等への適合を確保するための体制
- コンプライアンス委員会等による企業倫理・法令等の遵守の推進
- 全ての事業活動の規範となるCSR憲章、行動指針の浸透・定着
- 財務報告の信頼性の確保
- 業務の内部監査と原子力等の品質保証に関する監査体制

6 企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
- グループの経営課題への対処、コンプライアンスの推進及び緊密な情報連携

7 監査役の職務執行の実効性を確保するための体制
- 監査役を補助する専任組織としての監査役室の設置
- 監査役スタッフの取締役からの独立性の確保
- グループ会社も含めた監査役への報告体制の確保
- その他監査の実効性を確保する体制

□整備・運用状況

基本方針で定めた各体制の整備・運用状況については、以下のとおりであります。
- コンプライアンスの推進については、企業倫理や法令、社内規程等の遵守の徹底を図るため、社長を委員長とし、社外の有識者等を含めた「コンプライアンス委員会」を設置し、公正な事業活動を推進するとともに、各部門等に「コンプライアンス責任者」を設置し、「コンプライアンス委員会」において策定した基本的な方針や提言、審議した具体策等に従い、企業倫理・法令等の遵守を推進しております。
  また、全ての事業活動の規範として定められた「九州電力グループCSR憲章」及びこれに基づく行動規範である「コンプライアンス行動指針」を取締役及び執行役員自ら率先して実践するとともに、特に託送業務については、公平・中立を確保するため、規定や組織・業務運営体制を整備し、従業員への周知を徹底しております。
  また、従業員に対するIT利用に伴うリスク管理も含めた教育や研修等を行い、この浸透と定着を図っております。
  さらに、当社及びグループ会社の社員等からコンプライアンスに関する相談を受け付けるため、「コンプライアンス相談窓口」を社内、社外にそれぞれ設置し、相談者保護など、適切な運営を図っております。
  コンプライアンス経営をはじめとするCSR活動全般についても、「CSR担当役員」を任命するとともに、経営幹部で構成する「CSR推進会議」を設置し、取組みの更なる充実を図っております。
- 財務報告の信頼性確保については、財務報告に関する内部統制を適正に運用し、必要に応じて是正できる体制整備を図るとともに、社長を委員長とし、経営幹部で構成する「財務報告開示委員会」を設置し、適正性の確保に努めております。
- 情報管理については、取締役会議事録等の法令で定められた文書及びその他重要な意思決定に係る文書について、社内規程に基づき管理責任箇所を定め、適正な保存・管理を行うとともに、職務執行に係る情報については、情報セキュリティに関する基本方針、規程に基づき、必要に応じたセキュリティの確保を図っております。
- 東日本大震災以降の社会環境の変化を認識し、地域社会との信頼関係を向上するため、「お客さま対話活動」を全社で展開するとともに、社外有識者を中心とした「原子力の業務運営に係る点検・助言委員会」を設置するなど、企業活動の透明性向上を図るための取組みを進めております。
- リスク管理については、経営に影響を与えるリスクについて、リスク管理に関する規程に基づき、定期的にリスクの抽出、分類、評価を行い、全社大及び部門業務に係る重要なリスクを明確にしております。
  各部門及び事業所は、明確にされた重要なリスク及び個別案件のリスク等への対応策を事業計画に織り込み、適切に管理しております。
  複数の部門等に関わるリスク及び顕在化のおそれがある重大なリスクについては、関連する部門等で情報を共有した上で、対応体制を明確にし、適切に対処しております。
  特に、原子力については、社外の知見や意見等も踏まえ、幅広いリスクの把握に努めるとともに、取締役、執行役員等による情報

の共有化を行い、継続的にその低減を図っております。
　これらのリスクが顕在化し、非常災害や社会的信用を失墜させる事態、その他会社経営及び社会に重大な影響を与える事象が発生した場合に、これに迅速、的確に対応するため、予めその対応体制や手順等を規程に定めるとともに、定期的に訓練等を実施しております。

- 内部監査については、業務運営の適正性と経営効率の向上等を図るため、業務執行に対し中立性を持った内部監査組織(経営監査室、人員20名)を設置し、各部門・事業所における法令等の遵守や保安活動に係る品質保証体制及び業務執行の状況等について監査を行っております。
　原子力事業については、原子力に特化した内部監査組織(原子力監査室、人員8名)を設置し、保安活動に係る品質保証体制及び業務執行の状況等について監査を行うとともに、自主的安全性向上の働きかけを行っております。
　送配電事業については、業務執行に対し中立性を持った内部監査組織(送配電カンパニー監査室、人員7名)を部門内に設置し、送配電事業における法令等の遵守や保安活動に係る品質保証体制及び業務執行の状況等について監査を行っております。
- 企業グループにおける業務の適正の確保については、企業グループ全体の基本理念や経営方針等を共有し、グループ一体となった経営を推進しております。加えて、グループの経営課題に対処するため、グループ会社にリスク等への対応策を織り込んだ事業計画の策定や実績の報告を求めるとともに、当社の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある事項については、グループ会社との事前協議を行っております。
　企業グループの公正な事業活動を推進するため、グループ会社と一体となったコンプライアンス教育等を実施し、「九州電力グループCSR憲章」の周知・浸透を図るとともに、グループ各社において、行動指針の策定や内部通報窓口の設置等の促進を行っております。
　また、企業グループ内における相互の緊密な情報連携のため、重要なグループ会社で構成する「九電グループ社長会」をはじめとした各種会議体を設置するとともに、企業グループの情報ネットワークの活用を図っております。
　さらに、当社内部監査組織によるグループ会社の監査を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

□反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
　反社会的勢力からの不当要求に対して毅然とした態度で臨み、関係機関との連携や組織一体となった対応を図るなどして、これらの勢力との関係を遮断しております。

□反社会的勢力排除に向けた整備状況
　市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力からの不当要求に対しては、毅然とした態度で臨み、企業防衛に関する事項を総括する部署(ビジネスソリューション統括本部地域共生本部危機管理担当)を定めるとともに、顧問弁護士などとの連携や組織一体となった対応を図ることなどにより、これらの勢力との関係を遮断しております。
　また、「九州電力グループCSR憲章」及び「コンプライアンス行動指針」において、反社会的勢力と断固として対決する旨を定めております。加えて、全国暴力追放推進センターへの加入等により情報収集に努めております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりであります。

会社情報の開示に係る業務執行については、上場規程及び社内規定(「内部者取引管理・会社情報適時開示規程」)に従い適切に情報開示を行う体制を整えております。

(情報取扱責任者)
上場規程に定める「情報取扱責任者」として、ビジネスソリューション統括本部地域共生本部部長(法務担当)が上場証券取引所との連絡窓口となるほか、適時開示に係る社内の統括業務を行います。

(情報管理)
会社情報の適正な管理を行うために、各業務主管部長を「情報管理責任者」として任命・配置しております。同責任者が適時開示を必要とする会社情報を把握した場合は、速やかに情報取扱責任者に報告を行い、適時開示情報は全て情報取扱責任者であるビジネスソリューション統括本部地域共生本部部長(法務担当)に集約される仕組みとなっております。

(適時開示情報の開示)
情報管理責任者から会社情報の報告を受けた情報取扱責任者は、同情報が適時開示情報に該当するかどうかを判断し、適時開示が必要な場合は、速やかに上場証券取引所に開示することとしております。
なお、上記執行状況については、内部監査組織として経営監査室がチェックする体制をとっており、適正な情報開示の履行に努めております。

【コーポレート・ガバナンスの体系】

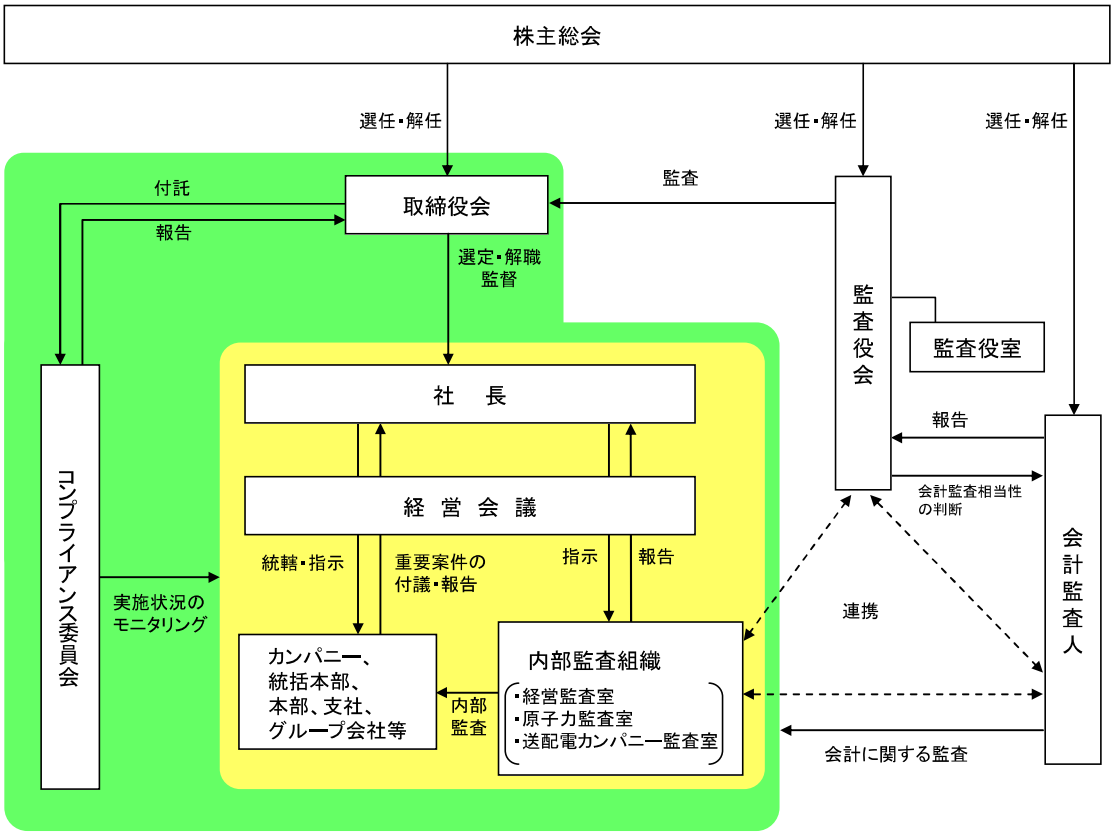

【会社情報の開示体制】

